

「ずっと元気に」「自分の生活は自分自身の力で」
人にはそれぞれ望む生活があります。しかし、年齢を重ね、病気やケガ、おっくうさなどから、活動範囲が狭くなると、いつの間にかその希望をあきらめ、まだまだできそうなことを遠ざけてしまいがちです。
10月から市が行う介護予防事業は、使わないことにより衰えてきた身体の機能を強化し、いきいきとした自分らしい生活を取り戻すこと、また、衰えそうな機能を、継続して使うことで、要介護にならないようにすることなどを目的としています。
介護予防は、何よりも皆さん自身の意欲的な取り組みが重要です。年齢のせいとあきらめず、より長く自立した生活を保てるように、市がお手伝いします。

介護保険の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」です。介護保険のゴールは、要介護認定で非該当になること。改善の可能性がある高齢者に、自立支援につながるサービスを提供して、日常生活を復活させることが一番の尊厳であると考えられています。
そのためには、高齢者の皆さんが自ら介護予防に努めていただく必要があり、介護保

険法でも、「国民の努力及び義務」として、加齢による身体の衰えを自覚し、健康の保持と増進、身体能力等の維持に努めると定められています。
介護保険のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスをどのように利用するかは、その人の状態や意向に応じて、地域包括支援センターが専門的な立場から行っていきます。

- **通所型元気アップ事業**
足腰が弱くなり、歩行が困難になった人がデイサービスを利用して運動機能を向上させ、日常生活をしやすくします。
- **通所型予防サービス**
閉じこもりがちな高齢者に、外出・交流の機会となる場を提供します。
- **訪問型生活機能アップ事業**
足腰が弱くなり、掃除、洗濯、料理などがしづらくなった高齢者を、ホームヘルパーが自宅に訪問して、一緒に生活動作をすることで、日常生活を向上させます。
- **訪問型栄養バランスアップ事業**
糖尿病、高血圧、低栄養状態等の疑いのある高齢者に、管理栄養士による栄養指導、配食、ヘルパーによる調理指導を組み合わせたサービスを提供し、栄養改善に取り組みます。
- **訪問型生活支援サービス**
買い物、ごみ出し等の作業が困難な高齢者に、簡単な日常生活をお手伝いします。
- **配食型見守りサービス**
高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯で、定期的に見守りが必要な高齢者に、お弁当をお届けした際に、安否確認を行います。

利用できる人・対象者



- **要支援者1・2に認定されている人**
 - **二次予防事業対象者(市の基準による)**
- ▼これらのサービスを利用できる人は、現在要支援1または要支援2の要介護認定を受けている人、もしくは二次予防事業対象者(地域包括支援センターの調査によって、日常生活に必要な機能が低下してきており、近い将来、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者)です。
▼なお、いずれのサービスも利用者負担が発生します。詳しくはお問い合わせください。
【問い合わせ】
高齢者支援課(☎0977-75-2402)

～平成25年度まで延長～ 耕作放棄地 再生利用交付金

所有者に代わり、耕作放棄地を再生・利用する取組を支援します。

- 荒廃農地を所有者自ら再生する場合は「戸別所得補償制度の戦略作物等」を栽培する case に限り認められます。
 - 対象農地は、農業振興地域内農地に限られます。
 - ▼ 次のような補助金があります。
 - ① **再生作業(障害物除去・深耕・整地等・土壌改良)**
・ 荒廃の程度に応じ、5万円/10a定額支給(再生作業経費が10万円以上/10aかかった場合)
 - ② **土壌改良2.5万円/10a(2年目に必要な場合)**
・ 必要に応じ、堆肥投入や緑肥栽培などの土作りに対して
 - ③ **施設補完設備**
・ 小規模基盤整備 2.5万円/10a(定額)
・ 再生農地にかかわる用排水施設、農道、市民農園等の整備に対する2分の1以内を補助
 - ④ **重機等が必要な再生作業を支援**
・ 荒廃が進み、再生作業に重機を投入する場合、2分の1以内を補助
- ※再生作業に対しては、他事業(大分県農地利活用推進事業)を組み合わせることにより、10分の9以内の補助率となります。
※取り組む場合、事業の審査などがありますので、事前にご相談ください。



【問い合わせ先】
● 杵築市耕作放棄地対策協議会(農業委員会内)
☎0978-64-0711
(参考) 農林水産省ホームページもご覧ください。
※インターネットから「耕作放棄地対策」で検索。

杵築市農業委員会からのお知らせです

農業者の皆さん! 老後は必ずやってきます。 『将来の安定した老後生活』のために (新)農業者年金に加入しましょう。

- 次の条件を満たしていれば、どなたでも加入できます。
- ・ 20歳以上60歳未満である。
 - ・ 国民年金の第1号被保険者である。
 - ・ 国民年金の保険料を免除されていない。
 - ・ 農業に年間60日以上従事している。

【新農業者年金の種類】

- 特例付加年金
後継者や第三者に経営継承することにより給付されます。国庫補助を受けている人が対象です。
- 農業者老齢年金
農業をやめなくても給付されます。

【新農業者年金の5つのメリット】

- ① 積立方式の確定拠出型年金
自分で積み立てた年金原資+運用益を元に年金額を算出します。
- ② 保険料を自由に設定できます
月額2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選択できます。
- ③ 80歳までの補償付き終身年金
農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を死亡一時金として遺族に支給します。
- ④ 税制上の優遇措置があり大変お得です
民間の個人年金は所得税法上、生命保険料控除が適用され、控除額の上限は5万円ですが、農業者年金の掛金は全額社会保険料控除が適用されます。
- ⑤ 認定農業者などの担い手の皆様は、保険料の国庫補助が受けられます
農業の担い手として一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。
この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

【申込み・問い合わせ先】

- 農業委員会事務局(☎0978-64-0711)
 - JAおおいた杵築事業部(☎0978-62-3051)
 - JAおおいた山香事業部(☎0977-75-1211)
 - JAおおいた豊後高田事業部(☎0978-22-2200)
- ※農業者年金基金 <http://www.nounen.go.jp>